船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場(以下「市場」という。)の青果部卸売業者(以下「卸売業者」という。)が市場の活性化を図るため、個人出荷者の経費削減、地場産品の集荷の拡大及び環境負荷の軽減を図ることを目的として実施する通い容器(以下「コンテナ」という。)の利用事業に対して船橋市地方卸売市場活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年 船橋市規則第50号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところに よる。

(補助対象事業の要件等)

- 第2条 補助の対象となるコンテナの利用事業とは、卸売業者が実施する事業 であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 市内生産者が市場に出荷する場合、卸売業者が貸し出すコンテナを用いてするものであること。
 - (2) 地場産品の集荷の拡大を図ることを目的としてするものであること。
 - (3) 環境負荷の軽減を図ることを目的としてするものであること。
- 2 他の市場からの転送物品に使用されたコンテナ及び市内生産者以外の者が市場に出荷するために使用されたコンテナは、補助の対象としない。

(補助金の額及び額の計算)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、その額は市内生産者が市場への出荷に用いたコンテナの数1につき10円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

- 第4条 卸売業者は、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 前年度決算書
 - (4) その他市長が必要があると認める書類

2. 卸売業者は、前項の規定により申請するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を審査 し、適正と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。
 - (1) 法令等及び予算に違反していないこと。
 - (2) 目的及び内容が適正であること。
 - (3) 金額の算定に誤りがないこと。
- 2. 市長は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容を船 橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知 する。

(実績報告)

- 第7条 卸売業者は、補助事業が完了したときは、速やかに船橋市地方卸売市場 活性化事業実績報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。
- 2. 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした卸売業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、 適正であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その旨を船橋市地方卸売市 場活性化事業補助金交付額確定通知書(第4号様式)により通知する。

(交付請求)

第9条 卸売業者は、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地方卸売市 場活性化事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならな い。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 卸売業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕 入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市地方卸売市場活性化事業補助金 に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第6号様式)により速や かに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市 長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税仕入控除税額を減 額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、卸売業者が全国的 に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費 税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地 方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基 づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなけ ればならない。

(関係書類の整備)

第11条 卸売業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、 かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年 間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年 6 月20日から施行し、同年4月1日以後に着手された事業に係る補助金について適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。ただし、この要綱の規定は令和3年12月1日以後に新たに交付申請を行う補助事業について適用し、同日より前に補助金の交付申請を行った補助事業については、従前の例による。

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付申請書

船橋市長	あて			年	月	E
			住所(所在地)			
		申請者	氏名		(

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金の交付を受けたいので、船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

	補 與	九 年	度		年度
ᆥ	力事 業	目白	内及び内	容	
作用 以	り 争 未	効		果	
経	費	f 要	更 総	額	Н
					□消費税を含まない。 円 □消費税を含む。
交	付	申	請	額	「消費税を含む」を選択した理由 □ 免税事業者である □ 簡易課税事業者である □ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が 5%を超える □ その他()
着手	手及び気	色了于	5 定 年 月	日	着 手 予定 令和 年 月 日 完 了 予定 令和 年 月 日
添	付		書	類	 事業計画書 収支予算書 前年度決算書 その他

第2号様式

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付決定通知書

様

船市総第号

年 月 日

印

住所(所在地)

申請者

団体名及び 氏名 代表者氏名

船橋市長

年 月 日付申請のあった船橋市地方卸売市場活性化事業補助金の交付について、次のとおり決定したので船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要綱の規定により通知します。

	補	助	年	度		年度
				うちネ る 経		PI
交	付	ž	夬	定	額	Р
交	付	予	定	時	期	
	交	付	条	件		 補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所(所在地)

補助事業者

氏名 付表者氏名

印

船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要 綱の規定により、船橋市地方卸売市場活性化事業補助金に係る事業実績を次のとおり報 告します。

交	付	決	定	年	Ξ)	月	日			年	月	日	番		号					第	号
	補	助	ђ :	年	扂	ŧ								年		度					
補		助		事	<u>-</u>		業	施	行場	所											
着	手	<u> </u>	年		月		日		年		月	日	完	了	年	月	日		年	月	日
交	付	†	決		定		額					円									
既		交		作	t		額					円									
				圣費 料			算額					円						額を含		۷,۰	
	助対	象	、経		计精 算				「消費和	党を記	含む」	を選択	えした	理E	<u> </u>						
補」						筫			免税	事業	者であ	る									
						,			□ 簡易課税事業者である □ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を減												
										兑法	別表第	3 IC	曷げる	法	人等	です	あつて	特定中	以入割	合が 5 9	%を超
									える												
									その作	也()		
補具	力事	業の)経i	過入	爻ひ	内	容														
								1	収支	決算	拿書										
	添	付	-	書		類	i	2	事業	実終	責書										
'	egn.	.,				枳	•	3	3 補助事業に要する経費の内訳書												
								4	その)他()		

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付額確定通知書

号	船市総第
A 0	年

住所(所在地)

補助事業者

団体名及び 氏名 株 代表者氏名

船橋市長

ΕD

年 月 日付で実績報告のあった船橋市地方卸売市場活性化事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要綱の規定により、通知します。

交付決定年月日	年	月	日	番	号			第	号
補助年度						年	度		
交 付 決 定 額								円	
補助対象経費精算額								円	
交 付 確 定 額								円	

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所(所在地)

補助事業者

田本名及び 氏名 代表者氏名

印

船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市地方卸売市場活性化事業補助金交付要 綱の規定により、船橋市地方卸売市場活性化事業補助金の交付を次のとおり請求します。

交	付 決	定	年	月	日		年	月	日	番	号			第	号		
	補助	j 左	F ∫	度						:	年	度					
交	付	決	5	Ē	額										円		
交	付	確	5	Ē	額										円		
									年	月	日	交	付		円		
既	交			<i>I</i> -+	<i>1</i> +	付	額				年	月	日	交	付		円
짒	文		ניו		렍				年	月	日	交	付		円		
												計	_		<u> </u>		
今	回交	付	請	求	額										円		
未	交		付		額										円		
`	<i>L</i> 1		-		**	1	補助	金交	付決定道	鱼知書	又は補	助金	交付:	額確定通知	書の写		
添	付		書		類	2	その	他()			

船橋市地方卸売市場活性化事業補助金に係る 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

					+	Л	
船橋市長	あて						
		住	所				
		団化	本名				
			. –				
		代	長者				
		162	X D				
4 0			는 /ㅗ ›뉴 r		6Λ. 1 ₹.→	- 1:16 - 1- /-:	n ==
年 月	日付け船市総第	-					
	美補助金について、船橋			場活性化事	業補助	金交付	一要
綱第10条に基	基づき、下記のとおり報	告しまる	す。				
		記					
1 船橋市地方	5 卸売市場活性化事業補	助金交值	寸額				
				金			円
				_			
2 消費税及び	、	J確定L:	た消費	競及が地方	消費税	に係る。	什
入控除税額			之/门 矣 '		们更讥	ט אנו ביו	· ·
八江中小儿山				金			円
V∩⊞⊅₩₽	けるの理由については			37]
	はその理由について☑						
	告義務がない	-					
	式による申告を行ってい	_					
□ 消費税法別	表第3に掲げる法人等で	あって特	定収入	、割合が59	%を超え	える	
□ その他()			
3 添付書類							
記載内容を確	確認するための書類 (消	費税確定	申告書	書の写し、注	消費税	確定申	告書
付表 2 (計算	表)の写し)を添付す	る。					